

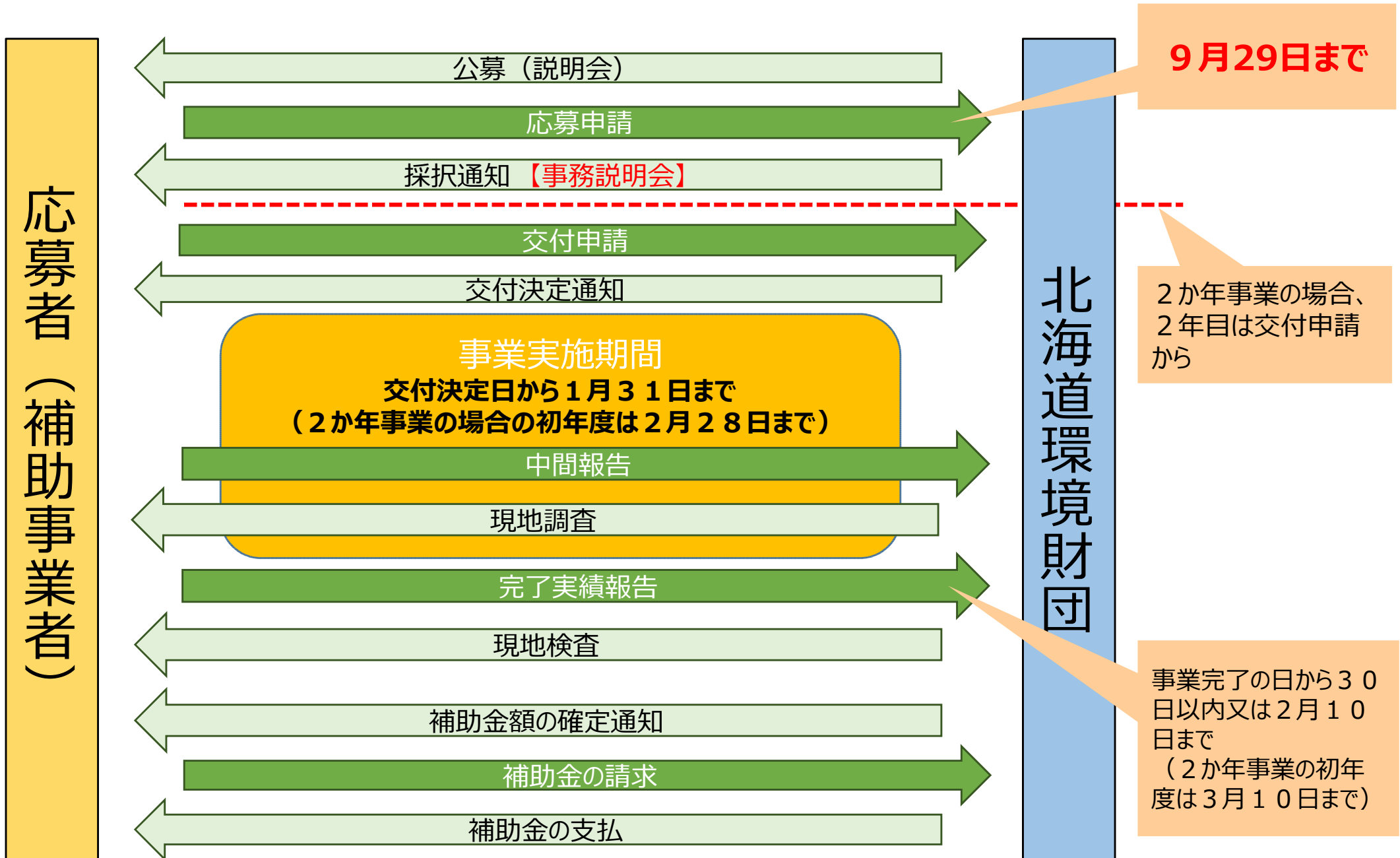
平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業) 事業概要及び応募方法

平成29年8月

公益財団法人 北海道環境財団

- 1 補助事業全体の流れ
- 2 補助事業の概要
- 3 応募申請書類

1 補助事業全体の流れ



【背景】

(地球温暖化対策計画：平成28年5月13日閣議決定)

- 中期目標：2030年度において、温室効果ガスの排出を2013年度比で26.0%減。
- 長期目標：2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長のみでは実現が困難であり、抜本的排出削減を可能とする革新的な技術開発・普及などのイノベーションによる解決を最大限追及する必要がある。

2-1 補助事業の背景と目的(つづき)

【目的】

直交集成板(Cross Laminated Timber, 以下「**CLT**」という。)等に代表される新たな木質部材(以下「**CLT等**」という。)による建築技術は確立しつつあるが、CLT等の使用が**建築物の省エネ・省CO2に与える影響**について、**定量的なデータは得られていない**。



CLT等を用いたモデル建築物を建設し、その断熱性能をはじめとする省エネ・省CO2効果について、**定量的な検証・データの蓄積・実証を行う**ことで、高い省エネ・省CO2につながる低炭素建築物等の普及を促進する。

2-2 補助対象事業の要件(概要)

補助対象となる建築物の要件

- ・補助対象となる室
 - ・補助対象となるエリア
 - ・補助対象となる施設
- の要件を満たすこと。



補助対象事業者の要件

- ・事業完了年度及びその後の3年間、CLT等を用いた建築物の環境性能の評価・検証を行うこと。
- ・上記の評価・検証は、大学又は公的研究機関等の学識者と連携して行うこと。

本事業においては、補助対象となる室、エリア、施設それぞれの要件を満たす必要があります。



(1) 次の要件を満たすものを「補助対象となる室」とします。

- ① 基礎及び基礎ぐいを除く構造耐力上主要な部分(※1)のうち、壁にCLT等が使用されており、かつ、CLT等の壁面のうち少なくとも1面が外気と接していること。
- ② 建築物の断熱性能の評価に適する用途に用いられること。
(断熱性能の評価に適さないと考えられる室、等は補助対象外)
- ③ 上記①と②の要件を満たす全ての室で省エネ・省CO2性能の評価を行うこと。

(※1) 構造耐力上主要な部分とは、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材等)、床版、屋根版又は横架材(はり、けた等)で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

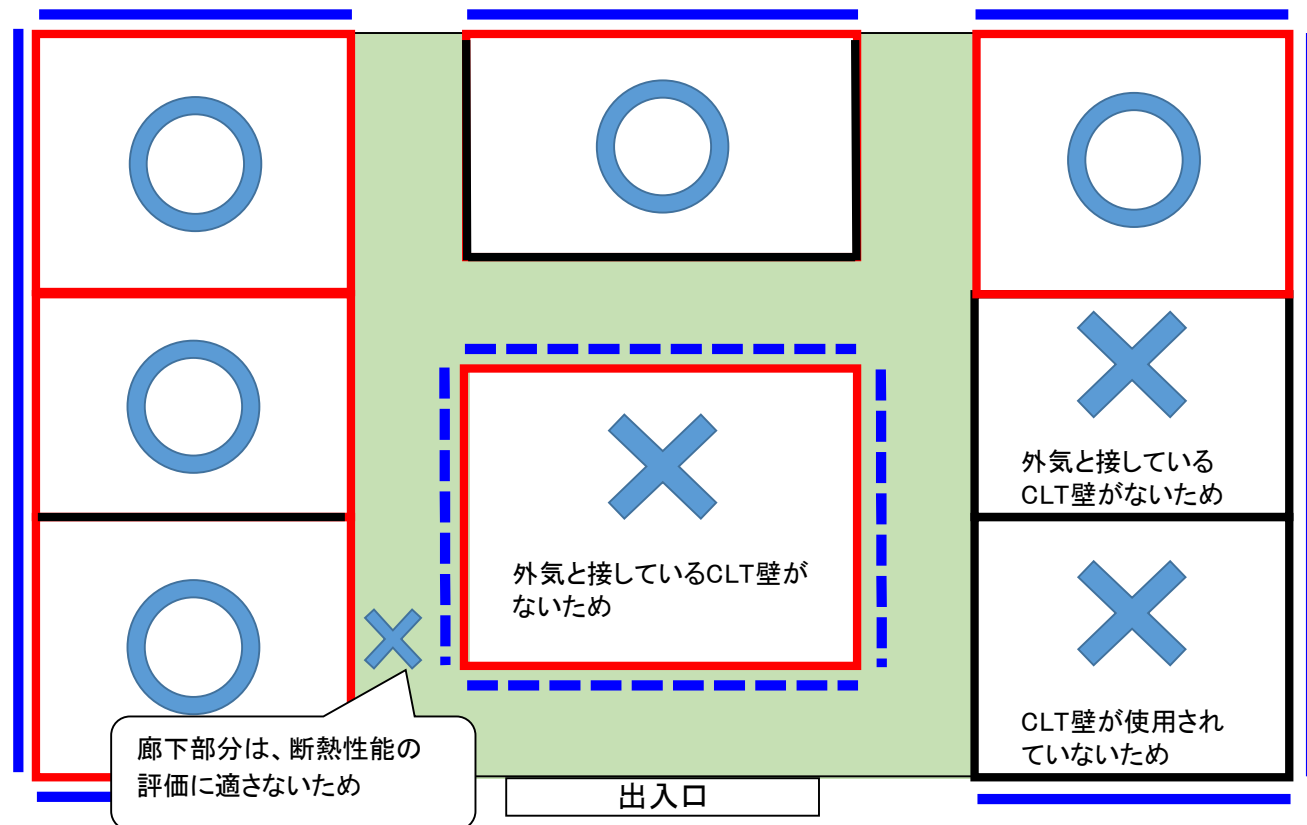
(1) 次の要件を満たすものを「補助対象となる室」とします。



① 基礎及び基礎ぐいを除く構造耐力上主要な部分のうち、壁にCLT等が使用されており、かつ、CLT等の壁面のうち少なくとも1面が外気と接していること。

② 建築物の断熱性能の評価に適する用途に用いられること。

— CLT等を使用した壁 — CLT等以外を使用した壁
— 外気と接している壁面 - - - 外気と接していない壁面

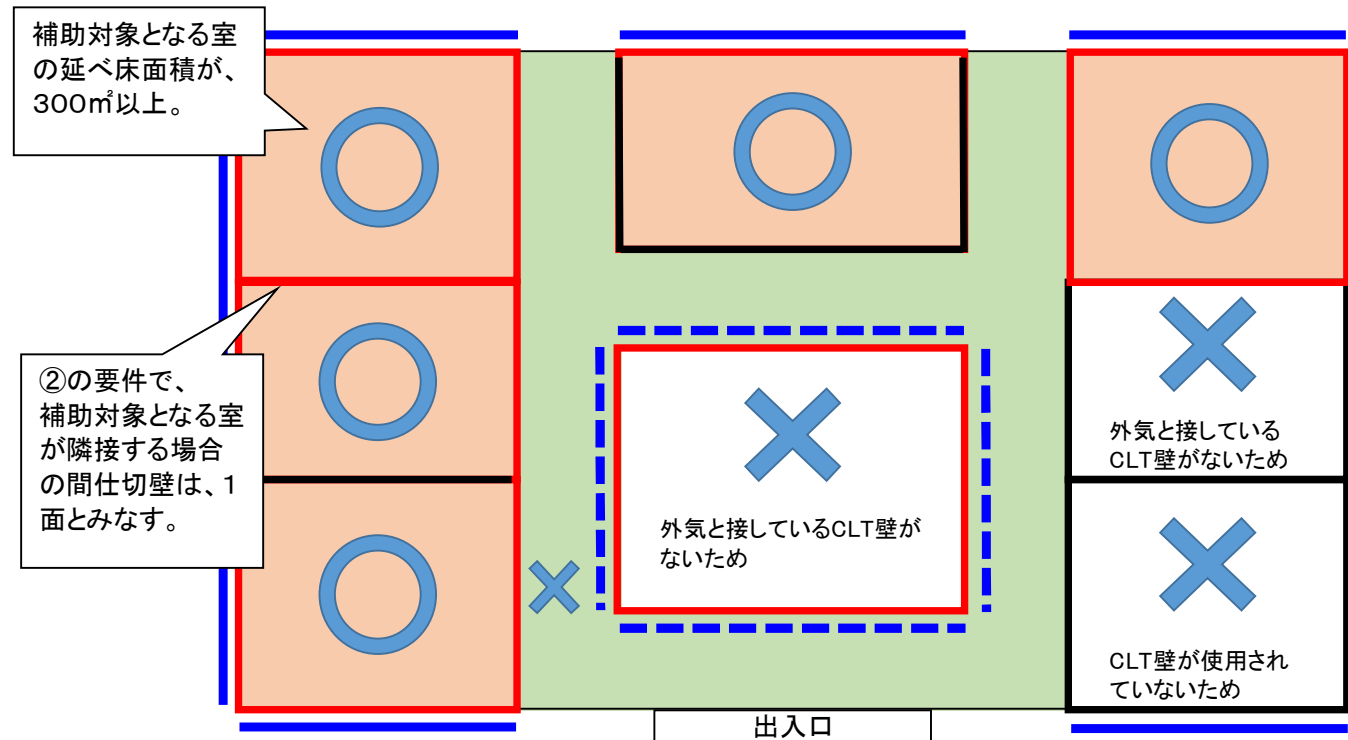


平面図

2-2 補助対象事業の要件(つづき)

(2) 補助対象となる室を合算した集合体で、次の要件を満たすものを「補助対象となるエリア」とします。

① 補助対象となる室の延べ床面積が300㎡以上。



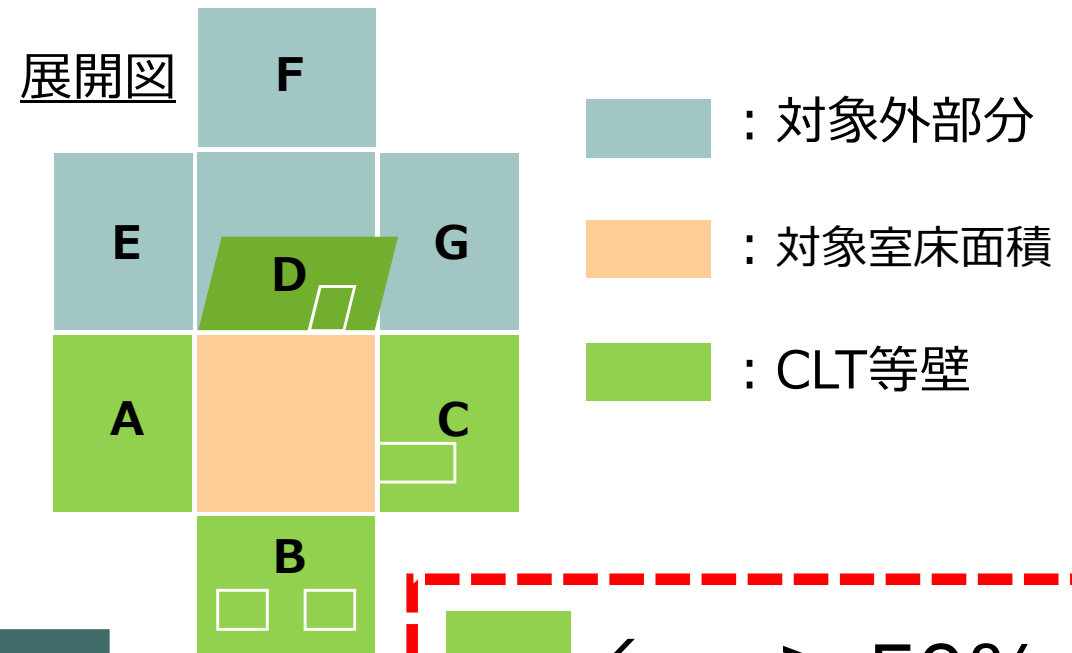
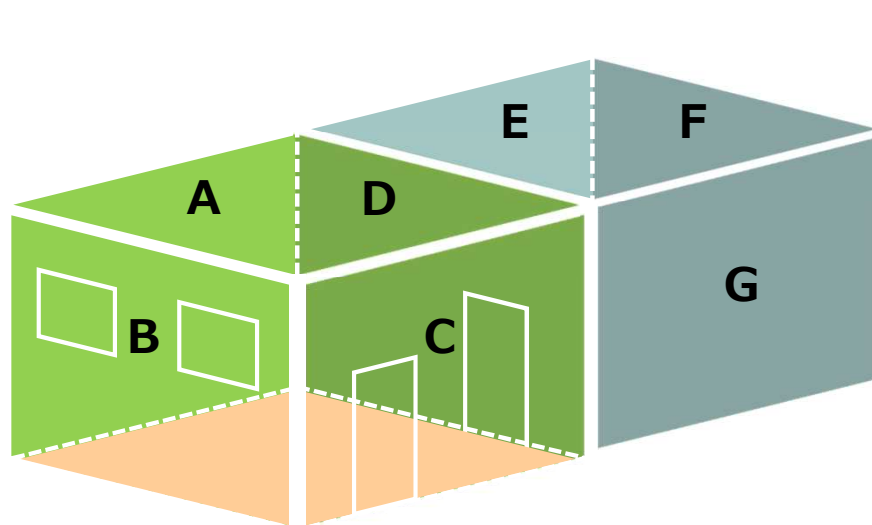
平面図



(2) 補助対象となる室を合算した集合体で、次の要件を満たすものを「補助対象となるエリア」とします。



- ② その壁材にCLT等を使用している壁面の総表面積(開口部の面積を含む)が、補助対象となる室の延べ床面積の**50%以上**。



壁材にCLT等を使用している壁面の総表面積が延べ床面積の**50%以上**

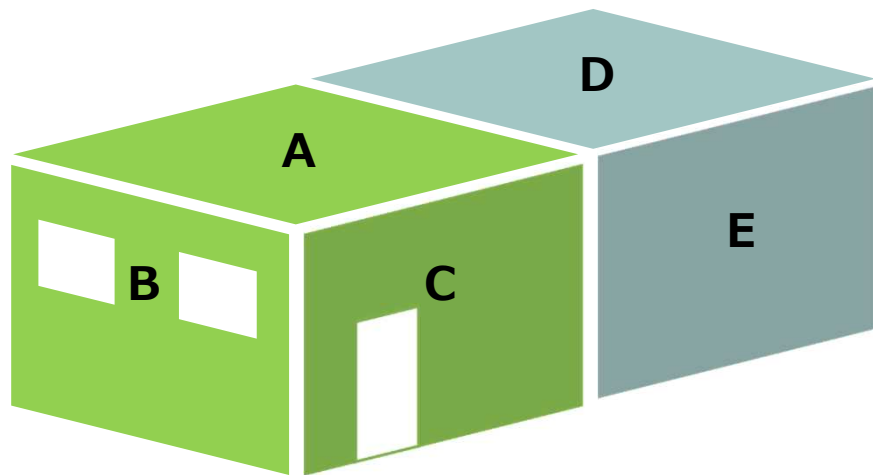
$$\frac{\text{CLT等壁}}{\text{対象室床面積}} \geq 50\%$$

2-2 補助対象事業の要件(つづき)

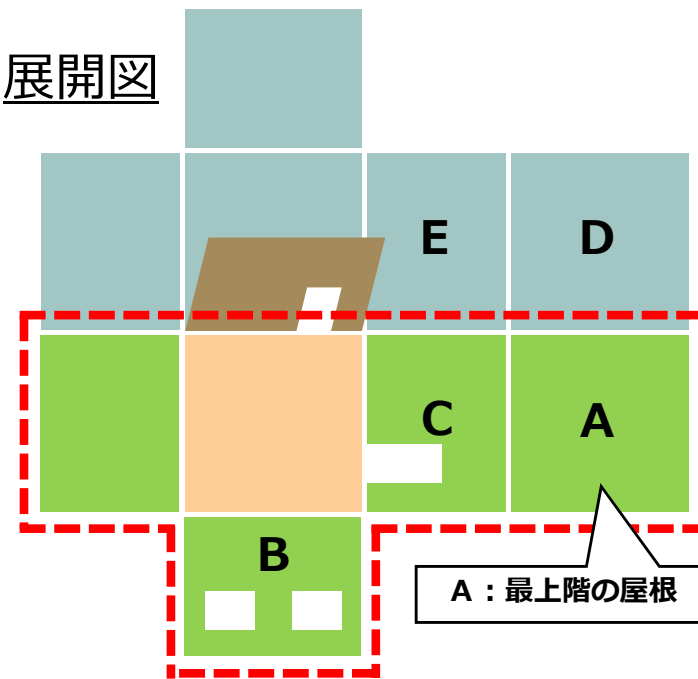
(2) 補助対象となる室を合算した集合体で、次の要件を満たすものを「補助対象となるエリア」とします。



③ その総外皮面積に占めるCLT等の使用面積(開口部の面積を除く)が補助対象となる室の総外皮面積の**30%以上**。



展開図



-  : 対象外部分
-  : 対象室
(非CLT等部分)
-  : CLT等使用
(開口部除く)
-  : CLT等使用
(外皮以外)
-  : 対象室
外皮面積
(開口部含む)

総外皮面積のうち、開口部を除いたCLT等の使用面積の割合が**30%以上**

$$\frac{\text{対象室外皮面積 (開口部含む)}}{\text{対象室外皮面積 (開口部含む)}} \geq 30\%$$

補助対象となるエリアを有し、次の要件を満たすものを「補助対象となる施設」とします。



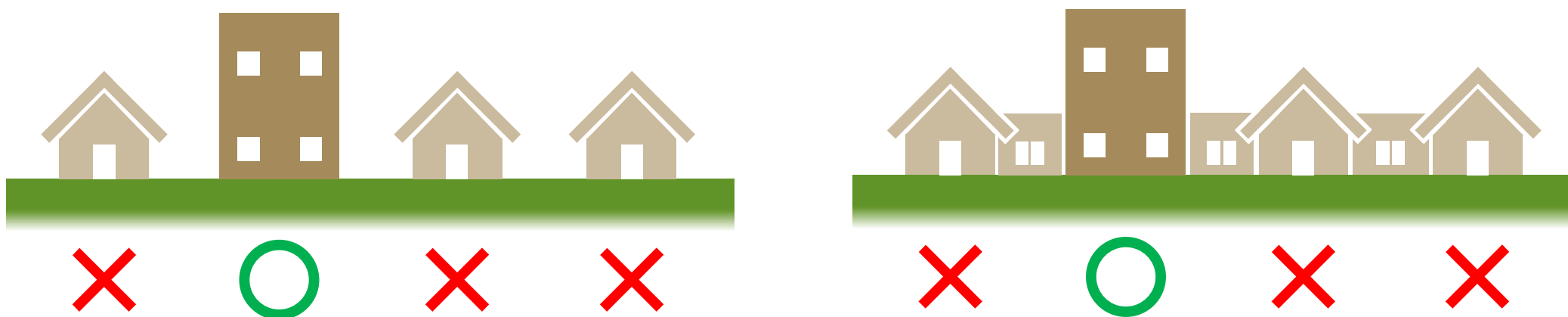
- ① 下表の用途に用いられる非住宅建築物 **(新築又は増築)**
- ② 同一建築物内に住宅部分と非住宅部分が混在する場合は、非住宅部分のみを補助対象とします。

用途		具体例
事務所等		事務所、官公署等
ホテル等		ホテル、旅館等
病院等		病院、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等
物品販売業を営む店舗等		百貨店、マーケット等
学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等

補助対象となるエリアを有し、次の要件を満たすものを「補助対象となる施設」とします。



- ③ 建築物の延べ床面積によらず、複数棟の施設を対象とした申請は認められません。使用用途、外観上別棟とみなせるものについては、本事業における建築物の断熱性能の評価等に有用な**1棟の補助対象となるエリアを補助対象**とします。



本事業を活用して施工された建築物については、インターネット、広告、表示や**施工中及び完成時の現場見学会等**を通じて積極的に**情報発信を行い**、CLT等を活用した建築物の普及促進に努めなければなりません。また、本事業によって取得した**各データについては、各種評価・検証、研究等のために使用及び公開するもの**とします。



2-4 補助対象事業者(応募者)の要件

(1)補助事業の応募申請ができる者は、①に定める者で、かつ、②に定める省エネ・省CO2性能の評価を行うことができる者としてします。

①補助金の交付を申請できる者

ア 民間企業

イ 独立行政法人

ウ 地方独立行政法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

カ 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

キ 法律により直接設立された法人

ク その他環境大臣の承認を得て財団が認める者

2-4 補助対象事業者(応募者)の要件(つづき)

②建築物の省エネ・省CO2性能の評価

ア 計測項目

(ア) 必須計測項目

- ・ 補助対象となるエリアにおける室内外の温度変化・湿度変化
- ・ 外気に接しているCLT等の壁面の表面温度(比較対象室においては、外気に接している壁面の表面温度)
- ・ エネルギー消費機器(空調、照明等)ごとのエネルギー消費量



(イ) 自由提案項目

- ・ 省エネ・省CO2性に寄与すると考えられる項目

◇必須計測項目は、**全ての補助対象となる室ごとに行い**、年間を通じて継続的に同一条件(計測位置・頻度等)で計測する必要があります。

◇補助事業の**完了した日からその年度の3月末までの期間、及びその後の3か年は継続して計測を行い、年度ごとに計測結果のとりまとめ及び省エネ・省CO2性能の評価**を報告書として環境省に提出しなければなりません。

2-4 補助対象事業者(応募者)の要件(つづき)

②建築物の省エネ・省CO2性能の評価

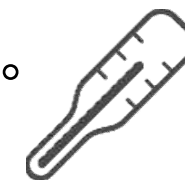
イ 計測方法

(ア) 計測環境

- ・1気圧程度で標準的な暴露条件とします。
- ・計測室内の壁、窓、固定された空調設備から60cm離れた鉛直面で囲まれた空間の中央で、計測高さは床上110cmを基本とします。

(イ) 計測方法(温度・湿度)

- ・5分に1回以上、24時間、365日継続して計測を行う必要があります。



2-4 補助対象事業者(応募者)の要件(つづき)

②建築物の省エネ・省CO2性能の評価



ウ データの計測・比較検証

計測データは、次の何れかの数値を用いて比較検証を実施しなければなりません。

- ・補助対象となる室と同一環境条件等(※2)の建築物において、**構造耐力上主要な部分にCLT等を使用していない室**(比較対象室)の実測値
- ・シミュレーション値
- ・文献値等



(※2) 同一環境条件等とは同一建築物内、同一敷地内、同等程度の設備(空調、断熱材、開口部等)設置条件等を指します。

2-4 補助対象事業者(応募者)の要件(つづき)

②建築物の省エネ・省CO2性能の評価

エ 関係者との連携

上記の建築物の省エネ・省CO2性能の評価は、**専門的な知見を有する大学又は公的研究機関等の学識者と連携し、実施しなければなりません。**

③応募に当たっては、以下の要件を全て満たす必要があります。

ア 事業を的確に遂行するために必要な**実績・能力・実施体制が構築**されていること。

イ 「暴力団排除に関する誓約書」に誓約できる者であること。

ウ 「個人情報情報の取扱事項」に同意できる者であること。

(1) 共同申請



ファイナンスリースを利用する場合、建物の所有者が代表事業者となり、リース事業者との共同申請となります。この場合、補助事業に参画する**全ての事業者が補助金の交付を申請できる者【公募要領P4】**に該当する必要があります。

(2) 代行申請



申請手続の代行を行う場合、手続代行者は建築物省エネ法の知識を有した者である必要があります。

2-6 補助事業期間、補助対象経費と 交付額及び補助率

(1) 補助事業の期間 <公募要領 p.13>

交付決定の日から平成30年1月31日までとなります(ただし、単年度実施が困難な場合は2年度以内とすることができます。この場合、初年度目は2月28日まで、2年度目は1月31日までに事業完了が必要となります。)

(2) 補助対象経費 <公募要領 p.7～12 別表第1、第2、第3、第4参照>

補助対象となる経費は、CLT等を用いた補助対象となるエリア及び比較対象となる室に係る経費で、事業を行うために直接必要な経費(工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費及び事務費)です。

(3) 交付額及び補助率 <公募要領 p.13>

補助率は85%とし、補助金の交付額の上限額は、1件当たり5億円とします。

(2) 補助対象経費 <公募要領 p.7～12 別表第1、第2、第3、第4参照>

区分・費目		内容
工事費	本工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・CLT の材料費（補助対象となる室の構造耐力上主要な部分に使用するもの。なお、ボルト等の金具材を含む。） ・CLT の導入に係る工事費（作業足場や揚重機械等の仮設工事費を含む。基礎工事は対象外） ・補助対象となるエリアの計測環境整備に係る工事費
	測量及試験費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となるエリアに係る設計費 ・計測及び検証評価に係る費用
設備費	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となるエリアに設置する照明、空調、断熱材、高性能窓及び省エネ・省 CO2 性能の計測に用いる計測機器 ・比較対象室に設置する省エネ・省 CO2 性能の計測に用いる計測機器 ・補助対象となる設備の導入に係る工事費

2-7 補助事業の選定方法

(1) 採択方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。

応募申請の内容が、「補助対象事業の要件」及び「応募者の要件」に適合しない提案は、審査対象外として不採択とします。

(2) 審査方法

財団が設置する関係分野の専門家で構成される**審査委員会**において、**審査基準**を策定します。その審査基準に基づき、厳正な審査を行い、**補助金の範囲内でより優れた事例**を採択します。なお、審査に際して、申請者に**ヒアリング**を実施する場合があります。

また、採択となった事業者に対しての**事務説明会**を予定しています。

(3) 審査基準の概要

応募申請の内容について、以下の項目を評価する考えです。

① 省エネ・省CO2性の定量的評価・検証の考え方

ア 省エネ・省CO2性能の評価方法

イ 比較検証方法

ウ 有識者との連携

② モデル性・汎用性及び実証性

③ 木材の伐採地、CLT等の加工地からの距離

④ CLT等の使用量と使用割合

⑤ 建築物の用途、住宅の省エネルギー基準における地域区分

⑥ 事業の効果(CO2削減コスト等)

⑦ 事業のPR性



(1) 補助金の交付

① 交付申請 <公募要領p.19>

採択された事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます。財団では、交付申請書の内容を審査し、適当と認められた経費に交付の決定を行います。

② 中間報告 <公募要領p.20>

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、補助事業者に対して事業実施中に遂行状況の報告(中間報告)を求め、必要に応じて現地調査を実施します。

(2) 補助金の経理等

① 完了実績報告 <公募要領p.20> <交付規程第11条>

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は当該年度2月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を提出していただきます。

2-8 交付申請～事業完了(つづき)

②補助金の支払 <公募要領p.20> <交付規程第11条>

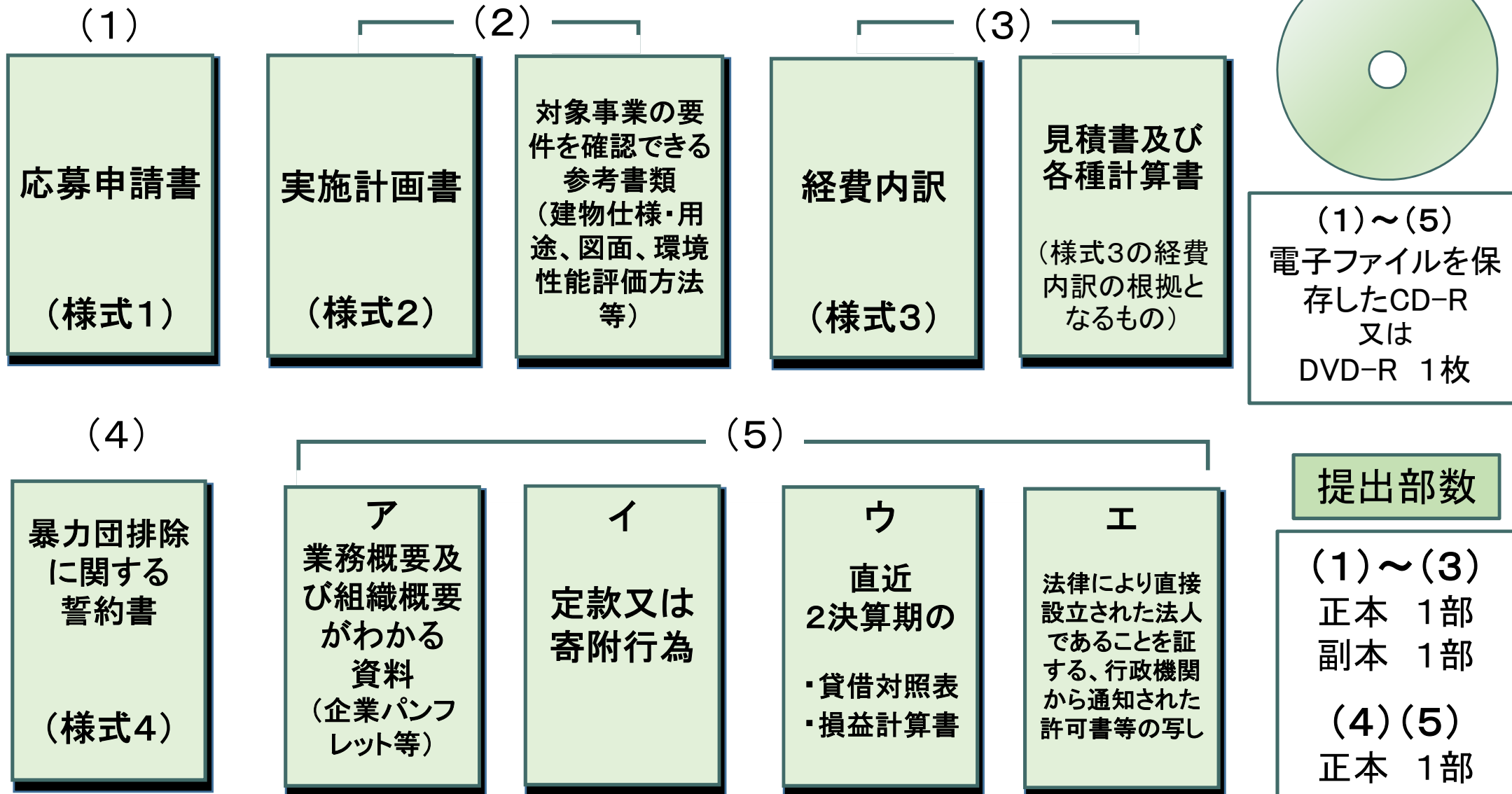
補助事業には、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます(概算払はありません)。その後に財団から補助金を支払います。

(3) 事業報告書

①事業報告書の提出 <交付規程第16条>

補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、各年度の終了後30日以内(4月30日まで)に事業報告書を環境大臣に提出していただきます。**この際に、当該年度の計測データと検証結果を報告していただきます。**

また、それらの証拠書類は、事業年度終了後3年間保存する必要があります。



電子データについては、様式1と様式4はPDF形式、様式2はWord形式、様式3はExcel形式、その他の資料はPDF形式等で作成し、提出してください。

3-2 応募申請書類の記入方法

(様式2) 実施計画書

* 記載上の注意点についての詳細は、当財団HP掲載の『応募申請の手引』を参照してください。

<事業の詳細>

* 別紙添付でも可

【建築物の要件等】

- * 補助対象となる施設の構造、用途、面積（建築面積、延べ床面積、補助対象となる部分の延べ床面積）、補助事業の要件で定められたCLT等の使用面積の割合、補助対象となる部分の延べ床面積当たりのCLT等の使用量（㎡）について記入する。
- * 計算式及び根拠となる図面の当該部分を明示する。

【検証項目】

- * 本事業において検証を行う省エネ・省CO₂性に係る必須計測（頻度、使用予定機器、計測ポイント数等）等について記入する。阻害する場合には、適切な計測方法を記入する。

【補助対象となる室の用途・使用頻度・使用環境】

- * 補助対象となる室ごとに用途、使用頻度（回／週、時間／日、り人数等）について記入する。
- * 使用者又は使用の状況により設定温度変更の必要性、室温等への大きな影響が想定される場合には、その内容について記入する。

【使用木材】

- * 木材の伐採地、CLT等の加工地等について記入する。

【その他効果】

- * 断熱性、調湿性能等の直接的な省エネ効果の他に期待される省

【比較データの取得方法】

- * 比較データ取得方法は①実測、②シミュレーション、③その他
- * 比較データ取得方法が①実測の場合、比較対象室の場所は①同外別棟内の何れかを記入する。
- * 比較データを実測で取得する場合、比較対象室の構造、面積、開口部条件等を詳細に記入する。
- * 比較データを実測で取得する場合、取得条件（計測環境、検証方法（計測機器、計測頻度等））等について詳細に記入する。
- * 比較データを②シミュレーション又は③その他で取得する場合、数値の算定根拠について具体的に記入する。

実施計画書に記載した数値については、**全て算出根拠・引用箇所を示し、その資料を添付してください。**

添付した資料は、間紙にインデックス等で整理し、**記載した内容の資料はどこを参照すれば良いかを判りやすく編纂してください。**

3-2 応募申請書類の記入方法(つづき)

(様式3) 経費内訳

* 記載上の注意点についての詳細は、当財団HP掲載の『応募申請の手引』を参照してください。

補助対象経費支出予定額内訳		
経費区分・費目	金額	積算内訳
(記入例)		
工事費	○○○	
本工事費	○○○	
材料費	○○○	材料名 (数量) × (単価) = 金額
労務費	○○○	
・	○○○	
付帯工事費	○○○	
・		
機械器具費		
・		
測量及試験費		
・		
事務費		
共済費		
賃金		
・		
・	○○○	
合計		

経費区分・費目欄には、別表第1の**区分・費目・細分に記載の項目**しか使用できません。自社の発注設計書等は、積算内訳書で整理して、この費目に合わせてください。

積算内訳書 (別紙)

補助対象経費と補助対象外を明確に区分した積算内訳書を作成してください。その際には、材料費、労務費等の算出根拠・引用資料を全て記載してください。

(1) 提出方法

持参又は郵送により財団に提出してください(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。)。応募書類は信書になりますので、通常の宅配便による提出は不可です。

(2) 応募書類の様式

応募に必要な様式につきましては、財団のホームページから電子ファイルをダウンロードして作成してください。なお、応募書類は返却いたしません。

(3) 提出先

公益財団法人北海道環境財団 補助事業部

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル 4階

(4) 受付期間

平成29年8月21日(月)から平成29年9月29日(金)(午後6時必着)まで

原則、電子メールにてお問い合わせ願います。

メール件名に、法人名又は団体名と事業名を必ず記入してください。

<メール件名記入例>

「【株式会社〇〇〇】 CLT」

<お問い合わせ先>

公益財団法人北海道環境財団 補助事業部

E-mail: clt_ask@heco-hojo.jp

URL: <http://www.heco-hojo.jp>

Tel :011(206)1573 Fax :011(206)1574